桶川市青少年問題協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、桶川市青少年問題協議会条例(昭和40年桶川市条 例第14号)第5条の規定に基づき、組織及び会議に関し必要な事項を 定めるものとする。

(組織)

- 第2条 桶川市青少年問題協議会(以下「協議会」という)は、委員13 人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。
 - (1) 市議会議員
 - (2) 区長
 - (3) 民生委員・児童委員
 - (4) 保護司
 - (5) 社会教育委員
 - (6) 子ども会育成連絡協議会の役員
 - (7) 巡回指導員
 - (8) 小·中学校長
 - (9) 青少年相談員
 - (10) PTA連合会の役員
 - (11) 青少年健全育成市民会議の役員
 - (12) 警察署の職員
 - (13) 教育長

(会議)

- 第3条 協議会の会議は、会長が招集し、必要に応じ随時開くものとする。
- 2 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

(庶務)

第4条 協議会の庶務は、教育委員会青少年健全育成主管課において処理

する。

附則

- この要綱は、決裁の日から施行し、平成10年4月1日から適用する。 附 則(平成12年12月27日教育長決裁)
- この要綱は、平成13年1月6日から施行する。 附 則(平成14年1月16日教育長決裁)
- この要綱は、決裁の日から施行し、平成14年2月5日から適用する。

 附 則(平成17年2月3日市長決裁)
- この要綱は、決裁の日から施行し、平成18年2月5日から適用する。

 附 則(平成22年6月30日市長決裁)
- この要綱は、決裁の日から施行し、平成22年7月1日から適用する。 附 則 (平成26年3月26日市長決裁)
- この要綱は、平成26年4月1日から施行する。 附 則(平成26年7月1日教育長決裁)
- この要綱は、平成26年7月1日から施行する。 附 則(令和4年3月29日教育長決裁) この要綱は、令和4年4月1日から施行する。